

北九州市立大学

外国語学部紀要

第 155 号

2022年12月

目 次

【論文】

明代遼東兵站考

… 山 本 進 … 1

北九州市立大学

BULLETIN

FACULTY OF FOREIGN STUDIES
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

No. 155

December 2022

CONTENTS

〈Articles〉

- A Study of the Logistics of Liaodong in the Ming Dynasty
… Susumu Yamamoto … 1

THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

Kitakyushu, Japan

明代遼東兵站考

山 本 進

はじめに

明の太祖洪武帝は即位当初より遼東から北元残存勢力を駆逐することに精力を傾注した。遼東の収復は容易であったが、問題はその後の防衛にあった。遼東は西にモンゴル、北に女真と接壤対峙しており、常時多数の守備軍を配置しなければならなかった。また明初の遼東は未開発であり、兵站即ち兵士に支給すべき食糧・衣料・賃金のほぼ全てを内地より転運しなければならなかった。中国本土と遼東とは内地と最前線との関係にあり、最前線は内地からの後方支援なしでは維持するのが困難だったのである。

明代の遼東経営については戦前に清水泰次が概括的考察を実施している⁽¹⁾。清水に依れば「さて軍人の遼東になると、それに要する費用は、何処からか持つて行かなければならぬ。それは洪武四年に定遼都衛を置いてから、引き続き年々海から運ばれて行つたのである。……遇目した材料に依れば、早くも洪武二年に始まり、また江南だけでなく山東からも運んでゐるのである。……そうすると洪武四年に定遼都衛が出来る前に、或は出来た時に、蘇州や青州から軍費を運んでゐたことが解るのである」(134頁)とあり、また「ところがこの遼東の屯田にも、崩壊の秋が来た。内地から米を送らなければ間に合はない。それでも足らず、内帑の銀を送る。淮や浙の塩を払ひ下げて、その代りに淮浙の大塩問屋をして、代価を遼東へ納めさせる

ことにした。塩の開中は何の位あつたか解らないが、内帑銀は成化の頃でも十万両と言はれて居る」(138頁)と述べる。すなわち遼東兵餉は洪武2年(1369)より江南・山東から海上輸送され、やがて屯田による現地自給が企図されたものの成功せず、開中法での納糧や内帑銀の賜与が行われるようになったとされる。

戦後、吉田早苗は研究会で「洪武三十年の所謂遼東海運停止について」と題する口頭報告を行った⁽²⁾。その中で吉田は「遼東屯田産米額をもつて耕墾の発展を考察するに、内外政治状勢よりしてナハチ征伐後洪武二十年代に飛躍的発展がうかゞいうる。一方海運額を検するに歳課額は洪武二十二年頃より減じている。更に自給量が漸増すれば課額一定でも海運米の剰余貯備は増す。しかもこの間の兵数を考え、屯田産米量と勘案するに、この海運米の貯積は洪武三十年以前に相当の額に達していたことがわかる。これが海運停止の理由であつて、屯田産米でも軍の現地自給が完遂されるに到つたことを意味するものではない」(98-99頁)と述べる。但し吉田はその後実証論文を発表していない。

近年では陳曉珊が山東半島と遼東半島を結ぶ「登遼海道」の興廢についての論考を発表している⁽³⁾。洪武期の海運について、陳は「明軍は遼東に上陸後、当地が長らく戦乱状態にあつたため、土は曠れ人は稀で、物資の供給が足らず、そのため一切の軍需の後方支援は皆登遼海道に依り山東から転運せねばならなかつた。当時の遼東軍糧は東南太倉一帯の米産地より供給され、綿衣などの物資は山東・山西などより調達・転運することが求められ、遼東の各衙門が用いる曆さえも全て山東で製造され、その後海を渡り送らねばならなかつた」(212頁)、「洪武朝は明代遼東と山東との連繫が最も緊密かつ有効だつた時期であり、遼東に対する支配を実現させるため、山東は大量の人力と物力を投入して支持した」(213頁)と述べる。

次いで陳は「洪武三十年(1397)十月、朱元璋は詔で『遼東海運、連歳絶えず。

近く聞けり、彼処の軍餉頗る贏余有りと。今後は転運を須めず、止だ本処の軍人をして、屯田自給せしめよ』と称した。永楽年間、江南より遼東に至る大規模な運糧行動は停止し、登遼海道は短距離の運輸と交通・貿易等の機能を受け持つようになった。遼東で布匹が欠乏したことに因り、山東は慣例に照らして布匹と綿花を運送したが、『布三十三万三千八百九匹、花絨一十三万九千五百八十斤』を歳運し『海運に由り登州府新河海口自り舟運し金州衛旅順口に至りて交卸』し(215頁)、更に「永楽の後、明代の海洋運輸事業はあまねく滑落の趨勢を呈し、これより嘉靖に到る百年間、山東より遼東に到る布花の転運事務は二つの明らかな変化を現した。第一に山東の布花が更に多く山海関の陸路に依り、登遼海道から遼東に輸送されなくなったこと、第二に布花折銀の現象が日ごとに増大し、終には完全に元来の本色納付に取って代わられたことである」(217頁)と述べ、洪武30年の遼東海運停止以後、両半島を結ぶ兵餉の海運は大幅に減少したとする。そして「海運布花制度が廃弛した後、登遼の間には次第に徹底した海禁の局面が形成された」(220頁)として、両半島の海運は16世紀に至り更に縮減したと結論付けた。

先行研究から明らかなように、江南・山東から遼東への海運(遼東海運)は洪武年間には盛んであったが、その後屯田政策の推進、山海関を経由する陸運への転換、給料の貨幣納化などにより衰退した。そしてこのことが遼東支配に対する研究者の関心を低下せしめたものと推測される。従って女真との辺市貿易や遼東辺牆の修築など特殊な研究課題を除き、遼東経営を総合的に論じた研究はほとんど見当たらない。

ところで陳曉珊は布花折銀の増大が海運の必要性を減じたことを指摘した。しかし兵餉を銀で代送しても現地に布花がなければ、兵士は凍餒を免れ得ない。そして木綿は当時の遼東では自給できない物産であった。すなわち貨幣での代替が行われたのは、現地でそれだけの広域的商品市場が形

明代遼東兵站考

成されていたことの証左であるとも言える。遼東の軍戸は給与の一部を貨幣で受領し、市場で生活必需物資を購入していたことになる。本稿の目的は明代遼東の兵站問題を通して、遼東市場経済の発展を間接的に検討することである。

遼東兵站問題に関する史料は非常に乏しい。しかし明実録には遼東を含む北辺に如何なる物資がどれくらい輸送されたかについて比較的多数の記録が存在する。これら断片的記載から辺境の物資需給状況を包括的に理解することは困難であるが、それらを年代ごとに並べてみると、そこにはある種の趨勢が看取される。本稿はこれらを基礎史料として遼東商品市場の長期的変動を観察するものである。

第1章 明初の遼東兵站

洪武年間、遼東の兵餉は江南や山東から海運されていたが、その中身は圧倒的に米糧と綿製品であった。たとえば洪武9年(1376)正月山東行省は、毎年遼東軍士へ給する冬衣を逆風の吹く秋冬ではなく順風の吹く5-6月に海運せよと提言し、戸部が現在遼東へ転運する登州の儲糧に綿布20万匹と綿花10万斤を追加搭載すべしと建議したので、太祖はこれを裁可した⁽⁴⁾。

当時の遼東では未だ屯田による米糧自給体制が構築されておらず、大半を江南からの海運に依存していた模様である。たとえば洪武18年(1385)太祖は右軍都督府張徳に命じ、糧米75万2200余石を遼東に海運させており、また洪武29年(1396)には中軍都督府都督僉事朱信が「連年遼東へ糧60万石を海運しているが、今海船は既に多いので、その数を増すべし」と上奏したのに対し、嘉定県の糧米10万石を追加転運するよう命じている⁽⁵⁾。残念ながら運糧に関する史料は実録からはこれだけしか見出せないが、これらによると洪武後期には年間60万石以上の兵糧が遼東に海運されていたこ

とになる。会典にも洪武25年（1392）より毎年太倉の糧米60万石を遼東へ海運し、現地の官軍に支給することが定例化されたとの記述がある⁽⁶⁾。しかし毎年これだけ大量の米糧を海運するのは相当負担が重かったようであり、洪武27年（1394）太祖は定遼等21衛の軍士に対し、翌年より屯田自食することを命じ、洪武30年（1397）には海運を全面停止させるに至った⁽⁷⁾。

米糧に次いで重要な軍需物資は綿製品であった。遼東を含め北辺は寒冷で、兵士に対する綿花・綿布・綿製戦衣の支給が不可欠であった。表1は『大明太祖実録』に記載された遼東への物資支給を米糧を除き列举したものである。一見して明らかなように、洪武15年頃より綿製品や貨幣を遼東へ供給したという記事が頻出する。洪武前期には記録が乏しく、また洪武後期にも記録が存在しない年があるが、これは恐らく史料の欠落によるものと推測される。実際、洪武19年（1386）2月には山西・陝西・北平・遼東の軍士に毎年冬衣・綿布・綿花を例給せよとの詔が下されている⁽⁸⁾。毎年ほぼ同量の綿製品が供給されていたと仮定すると、綿布は35万匹程度、綿花は15万斤程度と言えよう。洪武22年（1389）には綿布134万匹・綿花56万斤と突出して大量の綿製品が山東・北平・山西・陝西布政司より捻出され、遼東に転運して軍士に給賜しているが⁽⁹⁾、その理由は不明である。遼東で何らかの戦闘が勃発し、兵士が動員された可能性がある。また洪武29年（1396）2月には詔を下して北平・遼東・山西・陝西都司所属の衛所と護衛・儀衛司の軍校に綿布・綿花を支給しているが、年末の報告と数値が大幅に食い違っている⁽¹⁰⁾。これについても理由は不明であるが、洪武帝の当初の命令が満額達成できず、結果的に年末の数量しか賜与できなかった可能性がある。

綿製品と比較すると圧倒的に少ないが、稀に鈔や銀が遼東に転運されることもあった。表1に依れば、鈔は5回、銀は1回供給されている。このことは遼東においても一定の商品市場が存在し、遼東都司や所属兵士は貨幣

明代遼東兵站考

で馬匹や日用品を購入していた可能性を示唆している。これとは別に洪武29年（1396）には江南から遼東へ海運を取行した蘇州・太倉等40衛の將士8万余人に鈔299,920錠を給賞しているが、これは内地軍士に対するものであり、遼東軍士への鈔支給事例には含めない⁽¹¹⁾。鈔も銀もほとんど流通していない中で、代替的に貨幣の役割を果たしていたのは綿布であった。洪武4年（1371）には遼東の軍衛に馬が乏しいため、山東より綿布1万匹を転運し、現地で馬を買っている⁽¹²⁾。また農耕用の牛も朝鮮から購入していたようである⁽¹³⁾。

総じて、明初洪武年間には遼東への兵站として米糧と綿製品が江南や山東から海運されていた。鈔や銀が用いられることもあったが、その頻度は非常に低かった。当時は貨幣より現物を直送することが何より重要であった。

第2章 開中法と折糧銀の登場

遼東海運は洪武30年に停止されたが、遼東は未だ米糧を完全自給できる状態ではなかった。それ故永楽初に至っても海運は暫く継続された。まず米糧について。永楽元年（1403）3月、帝は平江伯陳瑄と前軍都督僉事宣信を総兵官に任じ、北京と遼東へ兵糧49万2637石を海運させた⁽¹⁴⁾。彼は永楽4年（1406）にも遼東への兵糧海運を実施したが、その後屯田政策が軌道に乗ったことで糧運は漸く廃止され、山東からは毎年綿布・綿花のみを海運することになった⁽¹⁵⁾。陳瑄は総計米糧100万石を北京と遼東へ運んだと言われている⁽¹⁶⁾。また宣徳10年（1435）8月にはモンゴル征討のため北辺に兵餉が集積されたが、遼東へは登州の粟米が海運された⁽¹⁷⁾。しかし同年正月、遼東総兵官都督僉事巫凱らに下された勅によると「凡そ採捕造船運糧等の事、悉く皆停止せよ」とあり⁽¹⁸⁾、漁船や新造船にて兵餉を海運することは

行われなくなった。そしてその後の史料には政府が直接米糧を転運したという記録が見られなくなる。

一方永楽帝は遼東での屯田自給政策を積極的に推進した。永楽2年(1404)には韓帖木兒・鄔修・李栄らを勅使として朝鮮へ派遣し、耕牛1万頭を每頭絹1匹・綿布4匹の対価で購入することを要請し、朝鮮太宗李芳遠はやむを得ず遼東都司に耕牛を送付した⁽¹⁹⁾。朝鮮でも耕牛馬は必要不可欠な家畜であったが、宗主国の要請には従わざるを得なかったであろう。また永楽9年(1411)には定遼左衛に倣って三万衛にも鉄場を開設し、畸零軍120名の半数を製鉄に、半数を食糧生産に従事させた⁽²⁰⁾。ちなみに宣徳7年(1432)遼東都司は再度朝鮮に対して耕牛1万頭の買付を要請したが、群臣が減額交渉をすべしと主張したので、朝鮮世宗李禎は暫く進献を停止した⁽²¹⁾。

とは言え、屯田自給は一朝一夕に達成できるものではないし、凶作に遭う危険性も伴っている。そこで登場したのが開中法である。開中法は商人に運糧させ、その対価として塩引を支給するものであり、永楽19年(1421)遼東の辺儲が欠乏したため、戸部尚書夏原吉らが、淮浙塩引1張につき米5斗を広寧倉へ輸納することを定議して允許されたことを嚆矢とする⁽²²⁾。開中法は実録の中に間歇的に出現するが、毎年実施されていたのか、それとも米不足の時だけ実施されていたのか、確認する手立てがない。ただ後述するように、開中法による兵糧輸送は正徳末まで史料に現れるが、嘉靖以降実録から姿を消す。

次に綿製品について。綿布や綿花については洪武年間のように何をどの程度輸送したかに関する記述が見られなくなる。だが16世紀中葉の人陳天資の「海道奏」に、

正徳初、登州の守臣が、布花を暫く折色に改めれば、本色と比べ僅か半数(の労力)に相当するだろうと具奏した。これは一時民力を休めんとする意図によるものであった。

とあるように⁽²³⁾、正徳初に海運が停止されるまで綿製品は政府により継続的に転運されていたことが確認できる。実録から一例を挙げると、正統元年（1436）正月登州府知府楊頤は、山東6府の布・花・鈔は登州衛より海運し遼東の軍士に給賞しているが、船運が不定期なので登州で野積みにされているため、その多くが腐爛しているとして、暫時廢軍儲倉に保管せよと上奏している⁽²⁴⁾。

では遼東にて綿製品はどのように利用されていたのであろうか。もちろん最終的には消費されていたであろう。しかし正統年間頃になると、交換手段としての利用も見られるようになる。たとえば正統3年（1438）8月、政府は諸衛の奏請により官軍の俸糧を遼東の歳積余剰の冬布・綿花で代給している⁽²⁵⁾。また正統8年（1443）正月には戸部尚書王佐らが、東寧衛などでは兵餉備蓄が2年分しかないのに対し、官庫の綿布は4年分もあるので、綿布2年分を除いて易米上倉し、また月糧を綿布で受け取りたい者は許可すべしと上奏し、裁可された⁽²⁶⁾。同年12月には詔を巡撫遼東監察御史李純らに下し、辺儲を節約するため、庫蔵の布匹を時価で官軍の4箇月分の俸糧として代替支給し、米穀を各自で買わせるよう命じている⁽²⁷⁾。米糧は重くて嵩張り、緊急時の転運が難しい。そこで日常の俸糧の一部を綿布で折給しようとしたのである。逆に言うと、綿布で米穀が購入できるまで遼東の商品市場は発達を遂げていたのである。すぐ後で見ると、これは折糧布と呼ばれた。

綿布が貨幣のような働きをするのであれば、実際の貨幣が流通していたとしても不思議ではない。洪武年間より遼東に送られていた貨幣は少量の鈔であった。しかし正統年間、供給元の山東省では時として鈔の不足に陥ることもあった。正統7-8年（1442-43）済南府では存留すべき糧秣を折鈔儲備し、遼東への転運に備えていた⁽²⁸⁾。また正統10年（1445）には登州府知府楊鐸が、沿海諸衛所の官軍に支給する俸糧の折鈔が不足したため、遼

東輸送用の3丈2尺の綿布を除き、残余は布1匹を鈔100貫の割合で官軍に折給したいと上奏し、裁可された⁽²⁹⁾。遼東でも山東でも兵士への俸給として鈔需要は比較的高かったのである。

同じ頃、遼東では銀も使用されるようになった。正統5年(1440)正月行在翰林院修撰邵弘誉は、遼東辺境は連年豊稔で、銀1両で米6-10石が買えるので、贓罰銀貨を用いて糶買収貯せよと提言した⁽³⁰⁾。正統8年(1443)4月には遼東での戦闘で功績を挙げた将校に銀や綾絹を給賞した⁽³¹⁾。同年6月には内帑銀1万両を遼東に送り、米豆に替えて辺儲を充実させている⁽³²⁾。

兵糧の代わりに遼東へ転運された綿布や銀は折糧布や折糧銀と呼ばれた。その初出は正統9年(1444)2月戸部右侍郎焦宏が、山海衛の錢糧備蓄を増強し、今後山東等処の折糧布は官が脚費を用いて永平府・山海衛に輸納し、江西等処から北京に起運される折糧銀は毎年1万両を山海衛に、4万両を遼東に輸納し、総兵官らに受領せしめ、米糧を糶買して官軍の俸糧に充てよと上奏して、裁可された事例である⁽³³⁾。同年4月には戸部が、山海衛に各処の屯糧や折徴銀・布・鈔を収貯し、主事1名を増設して収支を監督させよと提言し、裁可された⁽³⁴⁾。ただ折糧布や折糧銀は直接兵士に分配されるのではなく、俸糧を買い入れる原資として使用されたものと思われる。

なおこの頃既に鈔は通貨としての価値を相当減じていた。前述の如く、正統10年(1445)登州府は綿布1匹を鈔100貫で折納することを許していたが、同年10月山東省掖県でも、当年の口食塩米を闊白布1匹か鈔100貫で折納することを許し、萊州府に運儲して遼東海運や沿海官軍の俸糧に充てていた⁽³⁵⁾。綿布1匹＝鈔100貫というのは洪武年間のレートと比較して相当安い⁽³⁶⁾。翌11年5月戸部は、青州府の旱災に対し、定撥京庫折鈔夏税小麦と定撥遼東折鈔小麦を綿布で折収することを認めている⁽³⁷⁾。青州府では税糧の小麦を鈔で代納させていたが、同年は綿布で代納させることにしたのである。それでも景泰7年(1456)9月には登州衛の海船が多数損壊したため、

明代遼東兵站考

済南・東昌・兗州3府から綿布12万匹・綿花5万斤・鈔54万貫を山海衛に転運して積儲し、広寧衛に収受させているように⁽³⁸⁾、大量の鈔が遼東に送られる年も存在した。

その後も鈔の価値下落は進行し、成化13年(1477)には兵部右侍郎馬文昇が、近年遼東の衛所では官軍が折色する鈔の支払いが不足し、支払われた場合でも大半が糜爛(摩耗)しているため、鈔1000貫が銀1両余りにしかならず、米価は毎石銀1銭以上なので、鈔では家族を養うことができないと上奏している⁽³⁹⁾。最終的に弘治10年(1497)12月辺城で馬料が欠乏した時、定遠・広寧等庫の贓罰銀26,200両と、俸鈔の代わりに贓罰綾絹を軍官に支給して捻出した鈔を換銀した銀資金とで秣を購入したという事例⁽⁴⁰⁾を最後に、鈔使用の事例は姿を消す。

第3章 折糧銀の定額化

米糧に代わる新たな兵餉として定着したのは銀であった。既述のように折糧銀は正統9年(1444)に銀4万両で開始されたが、3年後の正統12年(1447)5月には戸部に命じて毎年銀10万両を遼東に転運し、広寧庫に収貯して糧秣糶買の原資とした⁽⁴¹⁾。また正統14年(1449)6月には毎年江南より転運される折糧銀が4万両では不十分であるとして、10万両に加増し、広寧庫に収貯させた⁽⁴²⁾。こうして正統末に原則として毎年銀10万両を江南から遼東へ転運する体制が確立された。

表2は正統から弘治に至るまで、実録に記載された遼東への銀両転運事例を列挙したのである。正統14年に土木の変が勃発して以降、1450-60年代には折糧銀の転運に関する記載は暫く実録にほとんど現れなくなるが、史料の欠如に因るものなのか、それとも実際に折糧銀が転運されなかった年もあったのか、詳細は不明である。そして1470年以降、転運事例は頻繁に

姿を見せるようになる。それらは太倉銀・京庫銀・歳例銀などと称されることが多いが、何れも明政府が江南の太倉に備蓄した折糧銀であることには相違ない。ただ内庫銀や塩課銀から支出された事例も若干存在する。辺地ではこれらの銀で兵餉を糶買したり、軍士の俸給に充てたりした⁽⁴³⁾。

遼東への折糧銀は毎年銀10万両に固定されていた。それ故何らかの事情で追加支出が必要とされる場合、翌年以降の折糧銀を前倒しして送金された。たとえば成化11年（1475）に遼東で軍事的緊張が高まった時、政府は成化12年撥運分から銀5万両を融通して転運した⁽⁴⁴⁾。また弘治5年（1492）には6月と12月の2度折糧銀10万両が辺儲備蓄のため遼東に送金されているが、前者は弘治7年分、後者は弘治8年分の前倒し支給であった⁽⁴⁵⁾。

一方山東省に賦課されていた遼東向けの綿製品や鈔も、15世紀後半には折銀化が議論されるようになった。鈔については成化6年（1470）に山東布政司が、済南等4府から遼東へ歳運されてきた遼東官軍の俸鈔は海運が困難なため、鈔1000貫を銀3両に折納することを奏請し、裁可された⁽⁴⁶⁾。成化10年（1474）6月には戸部が、登州・萊州2府の折鈔されていた夏税を先の4府と同じく折銀して北京に解送させ、該部が遼東に転運することを奏請し、裁可された⁽⁴⁷⁾。こうして山東から遼東への鈔転運は銀に代替されたのである。

しかし綿布・綿花については、成化14年（1478）2月に巡按山東監察御史王崇之が、山東・河西諸衛の俸鈔や布花を遼東へ陸運または海運することは困難であるから、山東布政司に命じ銀で折価せよと提言し⁽⁴⁸⁾、同年5月には錦衣衛帶棒指揮吳儼も、今年から山東からの布花を折銀して陸送せよと上奏したが、戸部は遼東では綿花が生産できないと論駁したので、一時的に折銀を許し、その後本色に戻すこととされた⁽⁴⁹⁾。そして成化16年（1480）7月には萊州府で綿布1匹を銀4錢に、綿花1斤を銀1錢に折徴していたものさえ、現物納に戻された⁽⁵⁰⁾。

明代遼東兵站考

これらの議論より銀は現物輸送の代替手段と見なされていたことが理解できる。米糧は商人でも輸送できるし、屯田によって自給も可能になりつつあったから、折糧銀に置き換えられた。鈔は貨幣としての機能を喪失しつつあったので、銀に代替された。しかし綿布や綿花は現地生産が不可能であるため15世紀には折銀化されず、平時には山東からの海運が継続された。

弘治3年（1490）には登州衛の歳運布鈔に資するため、工部は福建布政司に命じて海船2隻を建造させるよう提言した。しかし福建では山林の木材が涸渇していたため、南京の龍江提挙司で建造させることになった⁽⁵¹⁾。また正徳元年（1506）には、登州衛の海船18隻が14隻に減少したため、工部は湖広・江西・浙江・福建諸省に銀を出させ海船を建造するよう覆奏し、実施された⁽⁵²⁾。

第4章 山東海運の廃止

ところが前述のように、正徳初に折糧銀の海運は停止された。正徳3年（1508）3月戸部は、例年通り大同・宣府へ銀5万両、遼東へ銀10万両、寧夏・延綏・甘肅へ銀5万余両を転運すべしと奏請した。ところが正徳帝は、各辺では既に屯田を設置し、各司府より糧秣も供給されており、軍事的緊張も自然災害も起きていないにもかかわらず、毎年定額の銀を転運するのは浪費であるとして、戸部に命じ経久の長策を公議するよう命じた⁽⁵³⁾。

一方同年8月山東省登州府は、豊益・広積両庫に備蓄されている布匹は海船で遼東に輸送すべきものであるが、最近船が壊れて修理もされず、布匹は堆積するばかりであるため、折銀を願い出た。戸部は反対したが、正徳帝は登州の綿布を京庫に収用し、遼東官軍の俸糧については戸部が別途対処せよと命じた。そこで戸部は京庫に転送された綿布の内、清潔で使用

可能な40万匹を毎匹銀2錢5分で折銀し、総計10万兩を遼東に転運するよう覆奏した。結果的に折糧布を廃止し、折糧銀と同額の銀を山東綿布の折銀で弥縫したのである。実録の史官はこれを宦官劉瑾の粉飾だと見なし、筆誅を加えている⁽⁵⁴⁾。翌年3月に登州府の布匹は京庫に備蓄され、良質布は軍士の冬衣として保管し、粗悪布は官軍の月俸に充当した⁽⁵⁵⁾。

正徳16年(1521)に至り巡撫山東都御史王珣は、登州府の広積庫の官攢・庫役は本来海運する布花を管理していたが、今や海運は久しく廃され、布花は皆輕齎銀として折納起解されているので、官攢の職を廃止せよと提言し、戸部の覆奏を経て裁可された⁽⁵⁶⁾。嘉靖3年(1524)には遼東への布花海運は既に折銀化されたため、南京工部右侍郎吳廷挙が海船建造の革罷を願い出て、許可された⁽⁵⁷⁾。嘉靖7年(1528)には兵部が、遼東海運は既に廃され、倭寇もやや落ち着いているとして、旅順口の駅遞守護等官を廃止せよと覆議し、裁可された⁽⁵⁸⁾。このように山東から遼東への布花海運は正徳3年より廃止された。

後に万暦44年(1616)山東巡按御史王雅量はこの間の事情を「永楽4年に平江伯陳瑄が兵餉を監督し、登萊より旅順口まで(の海運が)毎年常態となった。弘治18年船が壊れ海運が廃止された。正徳年間海運はまた通じ、商賈が蝟集し、貿易や商業が金州と復州の間で絶え間なくなり、遼東はそれ故楽土と称された。劉瑾が権力を握ってから海船は損壊して修理されず、建造費は横領された。山東の本色は悉く折色に改められ、山海関より陸運して遼東へ運ばれ、海運は再び廢れた」と説明している⁽⁵⁹⁾。山東綿布が折銀され、海運が廃止されたのは正徳3年8月であるから、正徳年間に海上交易が非常に活発であったという王雅量の発言は、たとえ間違いでないとしても極めて短期間のことだったのであろう。

では海運廃止後遼東への兵站輸送は如何なる変貌を遂げたのであろうか。表3は正徳から万暦20年(1592)に至るまで明実録に記載された送銀事例

を表2に倣い列挙したものである。正徳3年以後も太倉銀や年例銀は転運されており、正徳帝の折糧銀見直し命令は実施に移されなかったようである。但し転運された銀額は年ごとに異なり、毎年銀10万両を定額送金する体制は崩れ去ったことが看取される。

正徳16年（1521）には巡撫都御史李承勛の奏請により、太倉銀267,300両・山東官庫銀10万両・淮塩41,400引を開原に転運し、崩壊寸前の状態にあった遼東辺牆の牆堡や墩台を修築させている⁽⁶⁰⁾。塩引の遼東送付はこれが最後となる。正徳9年・万暦12年・万暦19年には太僕寺銀・馬価銀を転運して軍馬を購入させているが、これは女真族の脅威に備えるためだと考えられる。また嘉靖2年（1523）には遼東が旱災を受けたため、李承勛の奏請により、太倉銀10万両・兩淮塩課銀5万両・布花麦鈔銀60,600両・塩引銀81,000両を動撥して賑済に充てている⁽⁶¹⁾。このように遼東に資金需要が生じれば、政府は必要に応じて各種税庫から銀を大量に送付したが、平年には数万両単位の銀が送金されるに過ぎなくなった。用途は自然災害に対する賑恤が多いが、弘治以前の史料には用途がほとんど記載されていないので、使用目的が軍士の俸給から築牆・買馬・救荒へ転換したと断定することはできない。

ただ折糧銀が総じて少額になったこと、毎年一定額が転運されなくなったことは、遼東軍士の俸給に占める折糧銀の割合が相当小さくなったことを意味しているだろう。その理由として屯田政策が軌道に乗ったこと、民戸による開墾が増加したこと、商人によって内地から米糧が移入されるようになったことが想定される。

一方綿製品は相変わらず域内自給が不可能であったにもかかわらず、海運は再開されなかった。嘉靖2年（1523）戸部尚書孫交らは宣府・大同・遼東・薊州・陝西諸辺境の糧（米）・料（豆）・草（秣）・銀の備蓄量について上奏しているが⁽⁶²⁾、布花の備蓄については報告されていない。恐らく陳暉珊が

指摘するように、陸路山海関を經由した商業輸送が盛んになり、軍士らは市場から綿花や綿布を購入するようになったのであろう。周知のように明代後期の江南では綿布生産が活況を呈していた。山東のような華北の小産地だけに過大な負担を掛け続けるより、江南の大産地から大運河・山海関を経て流入する木綿商品を購入した方が、はるかに合理的であったと考えられる。朝鮮の役が勃発する直前、戸部は、遼左は寒冷で布花の支給は減じ難いが、受領すべき胖襖（綿入れの短衣）は折色して軍に支給するよう改め、軍士自ら胖襖を準備させれば、更に便利となるだろうと提言している⁽⁶³⁾。

おわりに

以上の考察から、明初より朝鮮の役に至るまでの遼東駐屯軍に対する兵站政策は、大別して4時期に区分することができるだろう。

第一期は洪武年間であり、この時期には軍需物資のほぼ全てを江南や山東半島から海路転運していた。特に米糧と木綿は大量に輸送された。これに対し鈔や銀などの貨幣はほとんど供給されなかった。この現象は、遼東では商品市場が未発達なため、貨幣により必需物資を購入することが困難であったことに起因するものと考えられる。

第二期は永楽から景泰まで、すなわち15世紀前期であり、重くて嵩張る米糧の輸送負担を少しでも軽減させるため、現地での屯田自給政策が推進されるとともに、永楽19年から開中法が間歇的に実施されて米糧不足分を補い、更に正統9年には現物に代えて折糧銀が送付されることもあった。しかし木綿は洪武年間と同様、山東省登州府より海運され続けた。

第三期は天順から弘治まで、すなわち15世紀後期であり、第二期の終盤に登場した折糧銀が年10万両として定額化された。これは原則として毎年

明代遼東兵站考

送金されたと考えられる。開中法も引き続き実施されたが、鈔の転運はほとんど行われなくなった。木綿についても折銀化が議論されたが、この時期には実施されなかった。

第四期は正徳以降、すなわち16世紀である。この時期になると折糧銀の定額化は崩壊し、10万両未満の銀が必要に応じてその都度送金されるようになった。その理由として米糧の域内自給が軌道に乗り、内地からの移入が減少したことが想定される。一方木綿は正徳3年登州府の要請を受けて折銀化が実施された。これに伴い遼東海運は衰退していった。

明代の遼東開発を実証的に解明することは史料の不足により極めて困難である。しかし同地はモンゴルや女真に対峙する最前線の一つであり、多数の軍士が駐屯していた。辺軍への兵站の変化を通して見ると、段階的な商品市場の発達が見取される。特に木綿は遼東では生産できず、当初は税布の官運に依存していたが、16世紀になると民間の綿布が商人の手によって遼東へ輸送され、販売されていたことが間接的に理解されるのである。ヌルハチの登場によって軍需が増大すると、兵糧の海運は再開されるが、政府による木綿の海運は最後まで復活しなかった。

註

(1) 清水泰次「明代の遼東経営」『東亞』8巻1号, 1935年。

(2) 吉田早苗「洪武三十年の所謂遼東海運停止について」『東洋史学』10, 1953年。

(3) 陳曉珊「明代登遼海道の興廢与遼東边疆経略」『文史』2010年1輯。

(4) 『大明太祖実録』巻103, 洪武9年正月癸未

山東行省言。遼東軍士冬衣。每歲於秋冬運送。時多逆風。艱於渡海。宜先期於五六月順風之時。転運為便。戸部議以為。方今正擬運遼東糧儲。宜令本省。具舟下登州所儲糧五万石。運赴遼東。就令附運綿布二十万疋・綿花一十万斤。順風渡海為便。從之。

(5) 同右, 巻173, 洪武18年5月己丑

命右軍都督府都督張德。督海運。糧米七十五万二千二百余石。往遼東。

同右, 巻245, 洪武29年4月戊戌

中軍都督府都督僉事朱信言。比歲海運遼東糧六十万石。今海舟既多。宜增其數。上命增十万石。以蘇州府嘉定縣糧米。輪於太倉。俾転運之。

(6) 正徳『大明会典』巻25, 戸部10, 會計3, 辺糧

[洪武]二十五年。令海運蘇州太倉糧米六十万石。供給遼東官軍。下年同。

(7) 『大明太祖実録』巻233, 洪武27年6月戊寅

命遼東定遼等二十一衛軍士。自明年。俱令屯田自食。以紓海運之勞。

同右, 巻255, 洪武30年10月戊子

上諭戸部臣曰。遼東海運。連歲不絶。近聞。彼處軍餉。頗有贏余。今後不須転運。止令本處軍人。屯田自給。

(8) 同右, 巻177, 洪武19年2月乙未

詔。山西・陝西・北平・遼東軍士冬衣・綿布・綿花。令有司。每歲循例給之。

(9) 同右, 巻195, 洪武22年正月乙未

命山東・北平・山西・陝西四布政使司。運綿布一百三十四万疋・綿花五十六万斤。赴遼東給賜軍士。

明代遼東兵站考

- (10) 同右, 卷244, 洪武29年2月庚子
詔。給北平・遼東・山西・陝西都司所屬衛所并護衛・儀衛司軍校冬布綿花。
……遼東都司。布五十五万匹・綿花二十万斤。俱以山東布政司所徵給之。
同右, 卷248, 洪武29年12月是歲
賜遼東定遼左等衛并広寧三護衛軍士及遼府儀衛司校尉等十万三千五百余人布凡
三十四万一千八百疋・綿花十五万五千二百斤。
- (11) 同右, 卷245, 洪武29年3月庚申。なお銀が下賜された唯一の事例(同右, 卷201,
洪武23年4月壬寅)も支給対象は「遼東征進軍士」と記されており、内地軍も多
数参戦し、給賞に与ったと思われるが、とりあえず表1の中に入れた。
- (12) 同右, 卷67, 洪武4年8月癸巳。
- (13) 同右, 卷185, 洪武20年9月丁酉
命遼東都司。市牛于高麗。
- (14) 『大明太宗実録』卷18, 永楽元年3月戊子、同右, 卷22, 永楽元年8月乙丑。
- (15) 李輔『全遼志』卷1, 沿革, 山川, 海道
国初置遼東。即發兵数万戍遼。命鎮海侯吳禎。総舟師万人。由登萊轉運。歲以
為常。至永楽四年。平江伯陳瑄^{ツマ}。猶督運至遼。其後設有屯田。糧運始廢。止令
山東歲運布花。以給軍士。皆由登州發運。
- (16) 『大明宣宗実録』卷106, 宣徳8年10月丙寅
平江伯陳瑄卒。……永楽中。歲董漕事。初率舟師。由海道運糧百万石。以給北
京及遼東。
- (17) 『大明英宗実録』卷8, 宣徳10年8月庚戌
行在戸部奏。今命將出師。征勦北虜。合用糧餉。預宜区画。……遼東糧。令山
東。發登州粟。海運以給。從之。
- (18) 『大明宣宗実録』卷115, 宣徳10年正月甲戌。
- (19) 『朝鮮太宗実録』卷7, 太宗4年4月戊子、『大明太宗実録』卷32, 永楽2年6月辛卯。
拙稿「朝鮮前期の勅行貿易」北九州市立大学『外国語学部紀要』150号, 2020年。

- (20) 『大明太宗実録』 卷115, 永樂9年5月己巳
工部右侍郎劉仲廉言。遼東都司三万衛。地臨邊境。成造兵器。用鉄数多。卒難
応辦。宜依定遼左衛例。設置鉄場。定撥畸零軍百二十名。以其半炒鉄備用。半
屯田以給。従之。
- (21) 『大明宣宗実録』 卷88, 宣徳7年3月辛酉、『朝鮮世宗実録』 卷51, 世宗13年3月己丑。
宣徳7年は西暦1432年、世宗13年は西暦1431年に相当する。遼東都司は予め朝
鮮に牛隻購入を打診し、翌年明朝廷に正式提議したとも考えられるが、詳細は不
明である。
- (22) 『大明太宗実録』 卷241, 永樂19年9月乙丑
勅遼東総兵官都督朱栄言。遼東邊儲不給。宜令開中塩粮。下戸部議。至是尚書
夏原吉等定議。淮浙塩。每引米五斗。於広寧倉輸納。不次支給。従之。
- (23) 李輔 『全遼志』 卷5, 藝文上, 苑馬寺卿陳天資「海道奏」
正徳初。登州守臣具奏。布花暫改折色。比本色僅可当半。蓋一時紓省民力之意。
- (24) 『大明英宗実録』 卷13, 正統元年正月壬申。
- (25) 同右, 卷45, 正統3年8月丙子
命以遼東歳積余剩冬布・綿花。折作官軍俸糧。従諸衛奏請也。
- (26) 同右, 卷100, 正統8年正月壬戌
戸部尚書王佐等奏。遼東東寧等衛。積糧不多。僅供二年。而官庫綿布。足供四
年。去歳収穫頗豊。乞將綿布存留二年賞用外。其余暫令易米上倉。或旗軍月糧。
自願折布者聽。従之。
- (27) 同右, 卷111, 正統8年12月辛丑
詔巡撫遼東監察御史李純等。歳以庫蔵布匹。依時直。折与官軍俸糧四箇月。令
自鬻食。以存省邊儲。
- (28) 同右, 卷93, 正統7年6月辛卯
山東済南府奏。所屬州県。倉糧多庫鈔少。每遇起運。遼東賞軍鈔。無従出辦。
今年存留糧米。乞令每一石。折鈔一百貫。貯庫備用。従之。

明代遼東兵站考

同右, 卷107, 正統8年8月辛卯

戶部言。山東濟南等府。存留草二百四十五万余束。有例折米。今本布政司。以所屬糧足。欲軫折鈔。以備起運遼東賞賜及買辦折俸。宜准其請。從之。

(29) 同右, 卷125, 正統10年正月丁酉

山東登州府知府楊鐸奏。沿海諸衛所。官軍俸糧。該折鈔者。年久未支。今本府豐益庫所貯折塩等項。綿布除長三丈二尺者。運赴遼東備用外。其余乞給与官軍。每布一匹。折鈔百貫。庶使民無典守之勞。官有養廉之具。事下戶部覆奏。從之。

(30) 同右, 卷63, 正統5年正月辛酉。

(31) 同右, 卷103, 正統8年4月癸卯。

(32) 同右, 卷105, 正統8年6月庚寅。

(33) 同右, 卷113, 正統9年2月癸卯

戶部右侍郎焦宏奏。山海衛。路通遼東。係緊要關口。多積錢糧。遠近可以接濟。宜將遷安鎮損壞倉廩。撥夫匠修完。併与山海衛倉。官攢掌管收受。今後山東等處折糧布。官為应付脚力。運赴永平·山海輸納。江西等處折糧銀到京。歲撥一万兩。輸山海。四万兩。輸遼東。差官運去。交与總兵等官同収。令各官提督。如直羅買糧料。准折官軍俸糧。歲終。具数奏報事。下戶部覆奏。從之。

(34) 同右, 卷115, 正統9年4月丙戌

戶部言。山海衛。路出遼東。係切緊關口。各處屯糧并折徵銀·布·鈔。以備邊軍支用者。俱於此収貯。宜增設主事一員。提督収支。……從之。

(35) 同右, 卷134, 正統10年庚戌

山東掖縣奏。今歲旱災。乞將戶口食塩米折布事。下戶部覆奏。塩糧每石。折闊白布一疋。願納鈔者。每石折鈔一百貫。運儲萊州府。備遼東賞賜及沿海官軍俸糧。從之。

(36) 宮澤知之「明初の通貨政策」『鷹陵史学』28卷, 2002年。

(37) 『大明英宗美録』卷141, 正統11年5月辛巳

戶部言。山東青州府旱災。人民艱食。宜將定撥京庫折鈔夏稅小麦五万石。折収

綿布。其定撥遼東折鈔小麦五万石。查勘所在官庫足用。亦乞折綿布。以便民。從之。

(38) 同右, 卷270, 景泰7年9月乙未。

(39) 『大明憲宗實錄』卷161, 成化13年正月丁未

戶部議覆。整飭邊備。兵部右侍郎馬文昇所奏事宜。一足衣食。以恤官軍。謂。近年遼東衛所。官軍折色俸鈔。不足闕支。間有闕支。太半輒爛。千貫僅直銀一兩余。若以月米計之。每石不過直銀一錢以上。不足養贍。

(40) 『大明孝宗實錄』卷132, 弘治10年12月癸酉。

(41) 『大明英宗實錄』卷154, 正統12年5月庚戌

命戶部。每歲運銀十萬兩。於遼東廣寧庫收貯。糶買糧料。

正德『大明會典』卷25, 戶部10, 會計3, 邊糧

[正統]十二年。令每歲運銀十萬兩於遼東。糶買糧料。仍令直隸永平府。永平盧龍等衛罪囚。運山海倉糧。赴遼東寧遠等倉贖罪。

(42) 『大明英宗實錄』卷179, 正統14年6月丙寅

戶部奏。遼東糧用欠乏。本部先已定擬。每歲將江南折糧銀四萬兩運去。恐或不敷。請更增六萬兩。通運廣寧收貯備用。從之。

(43) 同右, 卷277, 天順元年4月甲午

命戶部。輸銀各邊。糶買糧料。及准折官軍俸糧。

(44) 『大明憲宗實錄』卷145, 成化11年9月辛未

命運江南折糧銀五萬兩。赴遼東。折糶糧草。時遼東有警。戶部請於常數十萬兩外加給。仍准作十二年撥運之數。從之。

(45) 『大明孝宗實錄』卷64, 弘治5年6月乙卯、同右, 卷70, 弘治5年12月乙巳。

(46) 『大明憲宗實錄』卷78, 成化6年4月己未

戶部奏。山東布政司所議。濟南·兗州·東昌·青州四府。歲運遼東官軍俸鈔。涉歷閩海。輒徙艱險。今願每鈔千貫。折銀三兩。送部轉運給散。請聽其便。以順民情。從之。

(47) 同右, 卷129, 成化10年6月甲戌

明代遼東兵站考

戶部奏。山東登萊二府夏稅折鈔。宜如濟南等四府例。折銀送京。俟本部運送遼東備用。從之。

(48) 同右, 卷175, 成化14年2月庚子

巡按山東監察御史王崇之言。遼東阻隔山海。官軍俸鈔布花類。皆取給山東·河西諸衛。今陸輓既難。海運復廢。軍士怨嗟。恐貽意外之患。乞勅山東布政司。將原欠布鈔。折價齎銀。以紓目前之急。……詔下所司知之。

(49) 同右, 卷178, 成化14年5月甲申

錦衣衛帶俸指揮吳儼奏。遼東軍士。冬衣布花。出自山東。民間每糧一石。折布一疋。歲由海道。以達遼東。多為風波漂沒。民被其害。而軍不霑實惠。乞勅該部議。將十四年以後。每糧一石。收銀四錢。于陸路解送邊方。以給軍需。庶免漂沒。而軍民俱便。事下戶部議。以為遼東地無布花。若令折銀。恐後難繼。然既歲久數多。宜暫准所言。俟後仍如旧例。從之。

(50) 同右, 卷205, 成化16年7月丁未

命山東萊州府。折徵布花。仍收本色。先是布花俱徵本色。運赴登州·山海二庫收貯。由海陸二道轉運。以給遼東邊軍。後以風波險惡。定布一疋。徵銀四錢。花一斤。銀一錢。繼以水旱。布減銀五分。花二分。至是本府奏。布花乃土產。易於徵納。請如旧仍收本色便。戶部覆奏。制可。

(51) 『大明孝宗實錄』卷38, 弘治3年5月丙子。

(52) 『大明武宗實錄』卷11, 正德元年3月己丑。

(53) 同右, 卷36, 正德3年3月己亥

戶部請。如例以銀送諸邊。備正德四年糶本及折支官軍俸糧。大同·宣府俱五萬兩。遼東十萬兩。寧夏·延綏·甘肅共五萬二千八百七十五兩。詔不許。謂。各邊既設屯田。又有各司府歲輸糧草。天順以前。初無戶部送銀之例。其例始於成化二年。蓋或因警報。或以旱潦事變。相仍行權直接濟之術耳。而其後遂為歲額。且屢告欠乏。得無盜取浪費之弊耶。戶部其會多官。查究事端。從公議處經久長策以聞。

(54) 同右, 卷41, 正德3年8月己卯

山東登州府豐益·廣積二庫所收登寧等八場折塩布疋。例以海船。運赴遼東。分給軍士。近因船壞未修。不能轉運。歲久積多。無所於貯。恐致腐壞。欲借充沿海軍士月糧。且請折收銀兩。戶部議。移文巡按御史·督二司·守巡等官。覈其所積之數。以見在海船。陸續運送遼東。仍嚴督該衛。修船備用。不得仍前折銀。致誤邊計。有旨。令輸所積布。赴京庫取用。不必往復延滯。遼東官軍。今年俸糧。戶部別為計處。務令兩便。海船仍令所司修造。毋致廢弛。於是戶部覆奏。輸京之布。其鮮潔可用者。可四十萬疋。每疋折銀二錢五分。則為銀十萬兩。宜兌支本部及太倉銀。運送遼東。以作官軍俸糧。有旨。疋折銀二錢。時已停年例輸邊之銀。乃復取輸邊之布入京。而以銀折之。瑾之好為紛更如此。

(55) 同右, 卷48, 正德4年3月戊申。

(56) 『大明世宗實錄』卷4, 正德16年7月己巳

巡撫山東都御史王珣言。登州府廣積庫官攢·庫役。本收掌海運布花。今海運久廢。布花皆折解輕齎。官攢宜裁革。戶部覆奏。上從之。

(57) 同右, 卷41, 嘉靖3年7月丙戌

先是。南京工部派徵浙江·江西·湖廣·福建諸省銀六萬兩。造海船。運送山東青州諸府布花於遼東。以給軍士。兼防海寇。其後青州諸府。以海運多險。已將布花。議折銀輸遼東。而派徵造船銀兩如故。至是南京工部右侍郎吳廷舉言。海船之造。勞民傷財。無益於用。請革之。便下工部。議以為可。上從之。詔自今海船罷造。勿復徵派擾民。

(58) 同右, 卷88, 嘉靖7年5月丙戌。

(59) 『大明神宗實錄』卷543, 萬曆44年3月戊子

至永樂四年。平江伯陳瑄督餉。繇登萊至旅順口。歲以為常。弘治十八年。舟壞運廢。正德年間。海運復通。商賈駢集。貿易貨殖。絡繹於金復間。遼東所以稱樂土也。自逆瑾用事。海船損壞不修。料餉乾沒。山東本色。悉改折色。繇山海陸運入遼。海運復廢。

(60) 『大明世宗實錄』卷8, 正德16年11月癸丑。

明代遼東兵站考

(61) 同右, 卷23, 嘉靖2年2月癸未。

(62) 同右, 卷27, 嘉靖2年5月己未。

(63) 『大明神宗實錄』 卷241, 万曆19年10月甲午

戶部覆。遼東閱視督撫等官。會議國計軍需等事。……一。議支布花。遼左孤寒。布花難減。又有忬領胖襖。准改折色給軍。自置布襖。更為利便。

山 本 進

表1 洪武年間の兵餉輸送

年月	西暦	綿布	綿花	綿製品	銀	鈔
洪武4年8月	1371	1万匹				
洪武5年5月	1372	1万匹		衣鞋		
洪武7年正月	1374	綿布	綿花	戦襖・袴2万5千着		
洪武11年7月	1378			冬布・絲綿		
洪武13年7月	1380	綿布	綿花			鈔
洪武15年12月	1382	43万4019匹	16万9328斤			
洪武17年10月	1384	10万匹				鈔1錠/人
洪武18年2月	1385	25万匹	綿花	冬衣		鈔2・3錠/人
洪武19年2月	1386	綿布	綿花	冬衣		
洪武22年正月	1389	134万匹	56万斤			
洪武23年正/4月	1390	33万7700匹	11万9400斤		9万8608両	86万2532錠
洪武24年11月	1391	35万5000匹	16万7000斤			
洪武26年2/5月	1393	37万匹	15万斤			2万0070錠
洪武27年6月	1394	34万4000匹				
洪武28年正月	1395	5匹/人	2斤/人			
洪武29年2/3月	1396	55万匹	20万斤			
洪武29年是歳	1396	34万1800匹	15万5200斤			
洪武30年正月	1397	綿布	綿花			

出典：『大明太祖実録』

註1：/人は1人に配布された量を示す。

2：数量が記されていない記事は「綿布」などその物品名を記す。

3：洪武29年については2つの異なる数値があり、両方記載した。

明代遼東兵站考

表2 正統～弘治年間の兵餉銀輸送

年月	西暦	転運銀 (万両)	費目
正統9年	1444	4	折糧銀
正統12年	1447	10	毎歳運銀
正統14年	1449	10	折糧銀
景泰3年	1452	30 (北辺全体)	
景泰7年	1456	5	
天順元年	1457	5	
天順2年	1458	10	折糧銀
天順3年3月	1459	10	折糧銀
天順3年9月	1459	5	
天順4年	1460	10	官銀
天順8年	1464	76.62 (北辺全体)	
成化6年	1470	40 (北辺全体)	内庫銀
成化8年	1472	10	折糧銀
成化10年2月	1474	10	折糧銀
成化10年11月	1474	10	太倉銀
成化11年	1475	15	折糧銀
成化12年2月	1476	5.2	太倉銀
成化12年4月	1476	13 (北辺全体)	
成化12年8月	1476	5	塩課銀
成化15年	1479	5	
成化18年正月	1482	6.95	京庫銀
成化18年6月	1482	10	
成化19年	1483	29.97 (北辺全体)	京庫銀
成化20年	1484	11.2235	京庫銀
成化22年	1486	6	
弘治2年	1489	6.45	太倉銀

山 本 進

年月	西暦	転運銀 (万両)	費目
弘治3年5月	1490	10	太倉銀
弘治3年11月	1490	5	太倉銀
弘治4年3月	1491	10	
弘治4年8月	1491	12	太倉銀
弘治5年6月	1492	10	太倉銀
弘治5年12月	1492	10	太倉銀
弘治6年	1493	2	太倉銀
弘治7年	1494	12	太倉銀
弘治8年2月	1495	10	太倉銀
弘治8年6月	1495	6	太倉銀
弘治9年	1496	10	太倉銀
弘治10年5月	1497	12	年例銀
弘治10年8月	1497	10	外運折糧糧草銀
弘治12年2月	1499	12	太倉銀
弘治12年3月	1499	10	京儲銀
弘治13年	1500	15	折糧銀・河東塩課銀
弘治14年	1501	15	歳例銀
弘治15年	1502	20	歳例銀
弘治16年4月	1503	20	歳例銀
弘治16年9月	1503	15	太倉銀
弘治18年2月	1505	15	太倉銀
弘治18年6月	1505	7.4	

出典：『大明英宗実録』『大明憲宗実録』『大明孝宗実録』

註1：1年に2度転運されたものは月で区別した。

2：北辺全体に支給されたものは総数を記載した。

3：費目が不明なものは空欄にした。

明代遼東兵站考

表3 正徳～万暦20年の兵餉銀輸送

年月	西暦	転運銀 (万両)	費目
正徳元年	1506	5	兩淮塩課銀
正徳2年	1507	5	年例銀
正徳5年	1510	15	太倉年例銀
正徳6年	1511	10 (北辺全体)	協餉
正徳9年8月	1514	25 (北辺全体)	太僕寺銀
正徳9年10月	1514	7	年例銀
正徳11年	1516	3	戸部銀
正徳14年	1519	2.26	戸部銀
正徳16年6月	1521	2	戸部銀
正徳16年11月	1521	36.73	太倉銀・山東官庫銀
嘉靖2年	1523	29.16	太倉銀・兩淮塩課銀等
嘉靖3年	1524	15	太倉年例銀
嘉靖4年	1525	9.26	
嘉靖7年	1528	10	太倉銀
嘉靖11年	1532	3	太倉銀
嘉靖13年	1534	6	塩課余銀
嘉靖15年	1536	10	内帑銀
嘉靖17年	1538	7	山東剰余銀・太倉銀
嘉靖18年	1539	50 (北辺全体)	太倉銀
嘉靖19年	1540	4	太倉銀
嘉靖20年	1541	5	太倉銀
嘉靖22年2月	1543	7.89	太倉銀
嘉靖22年5月	1543	1.49	年例銀
嘉靖22年7月	1543	4.2	太倉銀
嘉靖22年8月	1543	10	太倉銀
嘉靖22年12月	1543	8.48	太倉銀

山 本 進

年月	西曆	転運銀 (万兩)	費目
嘉靖23年	1544	7.0732	年例銀
嘉靖25年2月	1546	11.7106	年例銀
嘉靖25年4月	1546	3.06	太倉銀
嘉靖25年7月	1546	2	太倉銀
嘉靖25年12月	1546	16.7	
嘉靖26年6月	1547	3.42	太倉銀
嘉靖26年7月	1547	2	太倉銀
嘉靖27年正月	1548	14.71	年例銀
嘉靖27年8月	1548	2	太倉銀
嘉靖34年3月	1555	3	太倉銀
嘉靖34年8月	1555	2	年例餉銀
嘉靖35年正月	1556	1	太倉銀
嘉靖35年6月	1556	4	太倉銀
嘉靖35年9月	1556	3	太倉銀
嘉靖36年	1557	3	太倉銀
嘉靖37年3月	1558	5	太倉銀
嘉靖37年4月	1558	3	
嘉靖37年12月	1558	12.9	山東折布竈地銀等
嘉靖38年	1559	6	太倉銀
嘉靖40年6月	1561	2	太倉銀
嘉靖40年7月	1561	2	太倉銀
嘉靖41年6月	1562	2	遼東鎮主兵銀
嘉靖42年4月	1563	0.6	太倉銀
嘉靖42年9月	1563	0.3	太倉銀
隆慶2年	1568	18	太倉銀
隆慶3年	1569	2	太倉銀
隆慶4年	1570	27	永平府逋欠税銀

明代遼東兵站考

年月	西暦	転運銀（万両）	費目
隆慶6年	1572	7.29	年例銀
万暦元年4月	1573	4	塩課銀
万暦元年6月	1573	5.061	主客兵年例銀
万暦元年8月	1573	0.412	太倉銀
万暦元年12月	1573	3	太倉銀
万暦2年2月	1574	40	
万暦2年5月	1574	2	
万暦2年8月	1574	3	太倉銀
万暦4年2月	1576	1.6	行糧銀
万暦4年10月	1576	8.2	兵餉銀
万暦5年3月	1577	1.8	太倉銀
万暦5年7月	1577	3.62	太倉銀
万暦12年	1584	8	馬価銀
万暦14年4月	1586	4.18	馬価銀
万暦14年9月	1586	5	太倉銀
万暦19年	1591	11.7075	馬価銀
万暦20年	1592	20	年例銀

出典：『大明武宗実録』『大明世宗実録』『大明穆宗実録』『大明神宗実録』

註1：1年に2度転運されたものは月で区別した。

2：北辺全体に支給されたものは総数を記載した。

3：費目が不明なものは空欄にした。